

日 銀 市 第 5 1 号

2 0 2 4 年 3 月 1 9 日

入札型電子貸付関係事務についての
日銀ネット利用先
日銀ネット利用金融機関等
御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（入札型電子貸付（共通担保資金供給オペレーション）関係事務）」の一部改正に関する件

日本銀行では、本年3月18日、19日の金融政策決定会合において「補完当座預金制度基本要領」の一部改正等を決定したことに伴い、標題規程の一部を別紙のとおり改正し、本年3月21日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（入札型電子貸付
（共通担保資金供給オペレーション）関係事務）」中一部改正

- 目次を横線のとおり改める。

第1編 基本事項

- 1. } 略（不変）
- 5. }
- 7. }

- 8. 誘導目標金利が変更された場合の取扱い削除…………… 1-24

以下略（不変）

- 第1編8. を横線のとおり改める。

8. 誘導目標金利が変更された場合の取扱い削除

~~固定金利方式による共通担保資金供給オペについて、目銀ネットにおいては、貸付金利息の金額を、入札の通知を行う時点における誘導目標金利に基づいて算出しています。このため、貸付目が入札日の翌営業日以降の日である場合において、入札の通知を行う時点から貸付日の午前8時30分^(注)までの間に誘導目標金利が変更されたときは、目銀ネット上の貸付金利息と実際の貸付金利息との間で差額が生じることとなります。この場合の取扱いについては、日本銀行から別に通知します。~~

~~(注) 利用細則（当座勘定取引）に定める延長日の場合には、午前7時30分となります。~~